

独立行政法人
国立国際医療研究センター
平成22年度業務実績の評価結果

平成23年8月29日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成22年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立国際医療研究センターは、国立国際医療センターが移行して、平成22年4月1日に発足したものである。国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

今年度の国立国際医療研究センターの業務実績の評価は、平成22年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成22年度～26年度）の初年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）やいわゆる2次意見等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成22年度業務実績全般の評価

国立国際医療研究センターにおいては、新興・再興感染症及びエイズ等の感染症、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患並びに国際保健医療協力を重点分野とし、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するとともに、国際水準の医療を強化し、主要な診療科を網羅した総合的な医療提供体制の下に、チーム医療を前提とした全人的な高度専門・総合医療の実践及び均てん化並びに疾病の克服を目指す臨床開発研究を推進することが求められている。

独立行政法人に移行した初年度に当たる平成22年度においては、新しい制度の中で、理事長のリーダーシップの下、職員の意識改革とともに組織運営体制の見直し、現場の裁量・権限の拡大等を通じた業務運営の効率化、国民に対するサービスの質の向上、財務内容の改善を図るための積極的な取り組みが行われ、初年度においては年度計画に掲げる経常収支率を上回る成果であった。今後、中期目標の期間全体において収支相償の目標を達成できるよう努められたい。

研究・開発については、中心疾患である糖尿病・代謝性疾患及び肝炎・免疫疾患の研究開発の推進として、研究所に糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターを設置した。

また、臨床研究支援体制を強化するとともに、倫理審査体制、臨床研究認定制度など

倫理性・透明性が確保された研究開発を推進したことは評価する。

感染症（HIV・エイズ、新興・再興感染症）、糖尿病・代謝性疾患、肝炎・免疫疾患、国際医療協力等各分野における研究・開発を着実に実施している。

医療の提供については、HIV・エイズ患者に対して、個々人の病態に即した医療の提供、新興感染症に対する治療法開発の推進、先進医療の取り組みなど、積極的に行ったことは評価する。

多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進については、糖尿病分野及び肝炎と HIV との重複感染患者の医療において 100%の患者に実施するとともに、国府台病院では、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応したのは 222 例に上るなど確実に実施している。

医療安全ポケットマニュアルの作成、医療安全研修や感染対策研修の実施により、医療管理体制を充実させ、職員の医療安全に対する意識の向上に努めた。

東日本大震災の対応では、センター病院から発生直後に DMAT を派遣するとともに、宮城県東松島市に医療支援チームを継続的に派遣し、また、国府台病院からこころのケアチームを石巻地域へ派遣し、避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援する等、国の危機管理対応に大きく貢献しており、評価する。

また、専門家派遣、研修生受入れ、海外への緊急援助活動、ベトナムの病院と医療協力に関する合意書をあらたに締結するなど、国際貢献に寄与している。

そのほか看護大学校では、研究課程に長期履修制度を導入し、教育環境の充実を図るとともに、臨床看護研究推進センターを設置し、臨床看護研究の指導等を実施した。

これらのことを踏まえると、中期計画の初年度に当たる平成 22 年度の業務実績については、全体としては国立国際医療研究センターの設立目的に沿って適正に業務を実施したものと評価できるものである。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別評価に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 研究・開発に関する事項

① 臨床を志向した研究・開発の推進

中心疾患である糖尿病・代謝性疾患及び肝炎・免疫疾患の研究開発の推進として、研究所に糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターを設置した。

臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床家を育成するため、研究所・病院の双方の関係者が一堂に会する Physician scientist 育成に向けた懇話会を開催するとともに、早稲田大学理工学部と研究者同士の交流会や理化学研究所と研究シーズに関する意見交換会を実施し、連携強化を図っている。

研究開発費の評価にあたり、全て外部委員からなる研究開発費評価委員会を設置

するとともに、事前評価委員会と中間・事後評価委員会を分離し、国の研究開発評価に関する大綱的指針に準拠する運営を行っている。また、評価にあたり配点基準を示して点数化し、客観的な評価に努めるよう体制を整備したことは評価する。

全職員を対象とした知財に関する説明会を実施するとともに、連携会員契約を締結し、職務発明の特許性の有無や出願戦略などの相談受付体制を整備した。

② 病院における研究・開発の推進

臨床研究を円滑に進めるために、研究支援部の室長を新たに 3 名任命し、臨床研究を推進するための相談（患者登録体制の構築含む）、倫理的事項の整理、研究実施状況の管理を行うための責任ある体制を整備した。また、治験申請から症例登録（First Patient In）までの期間は 110 日と年度計画を達成しており、今後の着実な進展を期待する。

外部専門家を加えた一般と遺伝子解析研究の 2 つの倫理委員会を設置し、定期的な委員会を開催するとともに、臨床研究認定制度を設け倫理性・透明性を確保することとし、臨床研究認定制度に基づく講演会を開催した。倫理委員会の結果については、ホームページを通じて公表するなど、患者・家族への研究に関する情報公開の取り組みは評価する。

③ 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

(疾病の本態解明)

HIV の新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を年間 100 例の計画に対し、191 例について行ったことは評価する。

メキシコにおける新型インフルエンザ死亡例の病理像の解明を行い新型インフルエンザの重症肺炎についての病態、重症化機序を考察するとともに、糖尿病合併症、慢性肝疾患、免疫疾患の基礎・臨床研究を実施した。

(疾患の実態把握)

インフルエンザウイルス感染入院症例における死亡への影響因子の解明や社会的背景についてのアンケート調査を実施し、感染・重症化への社会経済的な側面からの影響因子の検討を行った。

エイズ治療・研究開発センターでは、HIV と肝炎の重複感染の実態調査を実施するとともに、B 型肝炎が蔓延しているアジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査に関し文部科学省海外拠点プログラム研究費にて実施している。

(高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進)

ACC では、肝硬変を有する HIV 感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を実

施し、日本人に適した副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床計画（SPARE study）を計画、倫理委員会の承認を得て多施設共同無作為割付け臨床試験を開始した。

オセルタミビルの早期投与に対するインフルエンザ肺炎の発生及び重症化への効果の検討や慢性肝炎、糖尿病及び免疫疾患の研究に取り組んでいる。

（医薬品及び医療機器の開発の推進）

HIV・エイズにおいて新しいウイルス量測定方法に関する臨床研究を実施するとともに、重症インフルエンザの病態解明及び新規治療法の検討の為に動物実験の実施、C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究として、インターフェロン治療の効果予測として、実際の患者でIL28BSNP測定を開始した。

（医療の均てん化手法の研究開発の推進）

HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコルの作成に着手、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコルの作成のための実態調査に着手した。

早期受診を試みた患者に対して、医療従事者が早期診断、早期治療介入を可能とする研修方法として、ベトナム北部18省の医療従事者を対象とした研修プログラムを開発、推進した。

（情報発信手法の開発）

エイズ医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供として、ACC ホームページ上に E-learning サイトを更新、全国の医療者がいつでも何度でも閲覧できるように環境を整備している。

また、糖尿病の最新のエビデンスを医療従事者向けに配信しアクセス数は14万件、肝疾患に関するサイトは、「一般向け」、「医療従事者向け」、「肝臓専門医向け」の3つに分け、最新情報への定期的更新を行うことにより、利用者の便宜を図っている。

（国際医療協力の効果的な推進に必要な研究）

ザンビア、インドネシアなど8ヶ国の保健政策、保健システムの仕組み、保健医療サービスの現状や課題を、当該国に派遣されている派遣職員や国内の職員による現地調査を基に収集・分析し、国際協力部ホームページに掲載している。

また、平成22年度から開始した「国際保健協力データベース作成と情報発信に関する研究」において、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集・評価し、過去において実施したプロジェクトを含め、それらの情報に関するデータベースの作成に取り組んでいる。

(2) 医療の提供に関する事項

① 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニターに基づき、個々人の病態に即した医療を、年間 150 例以上提供するという計画に対し 327 例実施したことは評価する。

包括的治療戦略により、新興感染症に対する治療法開発の推進を行い、医療レベルの向上に寄与したことも評価できる。

先進医療について、内視鏡下大腸粘膜剥離術のほかに、新たに肝硬変を併発した HIV 感染者に対する自己骨髄輸注療法など 5 件を申請準備し、先進医療推進に取り組んでおり、今後において一層期待する。

エビデンスに基づいた標準的治療が可能となるよう、図書館の電子ジャーナルの整備を進め、電子カルテシステム上からジャーナルを参照できるシステムとし、連携を開始した。

② 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

カルテの開示請求に適切に対応し国府台病院と併せて 69 件の開示を行うとともに、セカンドオピニオンについては 180 件の計画に対し 241 件と目標を達成した。MSW 3 名、看護師 1 名の総合医療相談室に、新たに患者相談専門職 1 名を配置し支援体制の強化を図った。

患者満足度調査については、入院については前年度を上回っているが、外来については下回った項目もあるので引き続き患者サービスの向上に努められたい。

多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進については、糖尿病分野及び肝炎と HIV との重複感染患者の医療において 100%の患者に実施するとともに、国府台病院では、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応したのは 222 例に上るなど確実に実施している。

紹介率、逆紹介率も前年度と比べて増加しているとともに、地域連携の休日夜間の小児救急を年間 98 回実施、地元医師会等との合同研修会の実施、地域住民も受講可能なリトリートカンファレンスの実施などの医療の提供に努めている。

医療安全ポケットマニュアルを作成し、全職員に配布するとともに、医療安全研修や感染対策研修を実施し、前年度に比べ参加人数を大幅に増やし、医療管理体制を充実させたことは評価する。

③ その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

平成 22 年 9 月から救命救急センターとして認可され、三次救急搬送患者は、前年の 30~40%増となり、月 100 件を超えるようになったこと、全救急搬送患者も対前年度 30%程度増加し、月 1000 件の搬送を受け入れたこと、救急車搬送について

も対前年度を 1000 件以上多く受け入れるなど、前年度を上回ったことは評価する。
海外渡航前健診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を行った。
また、ミャンマー難民受入れに伴う健康診断や診療の実施、総合感染症後期研修プログラムによる研修の実施などは、国際医療研究センターならではの取り組みであり、高く評価する。

(3) 人材育成に関する事項

初期臨床研修のマッチングは市中病院中全国トップであり、初期研修医 105 名、後期研修医 131 名となっており、医師臨床研修指導医養成講習会を開催し、28 名が新たに修了するなど、指導体制の強化を図ったことは評価する。

質の高い看護師の育成のため、看護部教育計画を策定し、教育体制を明確にした上で、ローテーション教育を開始し、卒後臨床研修を行った。

エイズ拠点病院などの医師、看護師を対象とした研修会を実施するとともに、新興感染症や肝炎についても年度計画通りの研修・講習を実施し、糖尿病については、年度計画(3回)を上回る回数(5回)の開催を行い、582名の参加者を得ることができた。

(4) 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

HIV に関し、全国 8 ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行い、高度先駆的医療及び標準医療の普及を行うとともに、首都圏の中核ブロックとの連携会議を年 4 回開催し、相互の連携を図るための情報交換を行ったことは評価する。

国府台病院において、年 6 回開催した児童精神科地域連携会議を通じて、地域の医療・福祉・教育領域の専門機関が地域診療ネットワーク会議にて情報共有を行った事例のデータベース作成に取りかかり、100 例以上の症例のデータが蓄積した。

センター全体の広報活動を担う広報係長を総務課に新たに配置するとともに、各事業所に広報戦略ワーキンググループを組織するなど、広報活動を更に円滑に行う体制整備を行い、ホームページのアクセス数は 1299 万件となり年度計画を大幅に更新したことは評価する。

(5) 国への政策提言に関する事項、その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

① 公衆衛生上の重大な危害への対応、国際貢献

エイズ動向委員会、薬事委員会、障害年金専門家会議、エイズ予防指針作業班会議、薬事審議会医薬品第一部会などに出席し、専門的な立場から提言を行った。

センター病院全職員を対象とした災害訓練の実施や災害マニュアルを改訂し各職場に配布するとともに、NBC 災害への対応マニュアルの整備、生物テロ災害に関するマニュアルを改訂するなどの取組を行った。

また、東日本大震災の対応では、センター病院から発生直後に DMAT を派遣するとともに、宮城県東松島市に医療支援チームを継続的に派遣し、また、国府台病院からこころのケアチームを石巻地域へ派遣し、避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援する等、国の危機管理対応に大きく貢献しており、評価に値する。

アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システムの強化を図るため、年度計画（80 件）を上回る 112 件の専門家の派遣、開発途上国からの研修生の受け入れも年度計画（160 件）を上回る 252 件となった。

国際医療協力部のホームページを通じ、センターの国際保健への取組を広報するとともに国際保健医療に関する知識の普及を図っており高く評価する。

② HIV・エイズ

平成 22 年度の HIV・エイズ患者の診療実績は、延べ入院患者数 7754 名、延べ外来患者数 12361 名であった。また、外部からの診療等に関する相談件数は、年間 2832 件に達した。診療情報をコンパクトにまとめた患者教育用小冊子（患者ノート）を年間 8280 冊配布するとともに、医療従事者が自己研修できるよう研修内容を E-learning の形で積極的に公開するなど、情報の提供に努めた。

ブロック拠点病院との連携支援に関しては、石川県立病院に対し医師を派遣し、外来診療をサポートするとともに、東日本大震災後、仙台医療センターや福島医大などと診療情報を共有し、ホームページに診療情報サイトを立ち上げ、現場で必要となる診療情報を迅速に掲載するなどして対応したことについて評価する。

③ 看護に関する教育及び研究

研究課程部においては、社会人に対する教育機会の拡大に資するとともに、働きながら看護研究活動を継続的に実現するため、長期履修制度を導入し教育の充実を図った。

認定看護師教育課程等を開催し、がん化学療法看護で 16 名、認定看護管理者教育課程で 12 名が修了した。また、看護研究研修やせん妄ケアなど 4 コースの短期研修を開催したことは評価できる。

積極的にオープンキャンパスを開催するとともに、看護学部及び研究課程部の受験内容等の更新及び研究課程部の教員の紹介の内容を充実したことにより、100 万件を超えるアクセス数となった。

国立高度専門医療研究センターの看護師が行う臨床看護研究を推進するため、臨床看護研究推進センターを設置し、研究相談及び看護師が行う臨床看護研究 11 件の継続指導を行った。

(6) 効率的な業務運営に関する事項

① 効率的な業務運営体制

国府台病院の事務及び看護大学校の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化し、効率的な運営体制としたことは評価できる。

副院長の役割と病院内での位置付けを明確化するため、センター病院及び国府台病院において複数制を導入した（センター病院 3 名、国府台病院 2 名）。

法人設立と同時に事務部門の改革を行い、総務部・人事部・企画経営部・財務経理部の 4 部体制とし各部門の業務に関して権限と責任を明確化し迅速な意思決定が可能となった。

② 効率化による収支改善、電子化の推進

国立国際医療研究センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じ、費用の節減や収入の確保等の経営管理により、平成 22 年度の損益計算において経常収支率 99.8%（経常損失 54 百万円）とマイナスではあったが、年度計画に比して各々 +3.2 ポイント、+1,030 百万円改善し目標を達成しており評価する。今後の収支改善努力により経常収支率 100%以上となることを期待する。

医薬品等について 6 のナショナルセンターによる共同入札の実施、センター病院、国府台病院による共同入札の実施、フィルムレス化を推進するため、医用画像情報システム導入、入札方法変更による価格交渉の実施、SPD による適正な在庫管理により経費節減を図ったことは評価する。

また、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の基準の新規取得や上位施設基準を取得したことや、診療報酬請求事務についてレセプト担当者会議を開催し、「精度管理調査」や「レセプト点検」の実施、未収金督促マニュアルの見直し、クレジットカードによる支払方法の導入等により収入の確保を図ったことを評価する。

外部からの不正アクセス防御のためのソフトを導入し、セキュリティーを強化した。

センター病院の新棟整備に併せた電子カルテシステムの導入やセンター病院、国府台病院の医事会計システムの標準化により業務の効率化を図った。

(7) 法令遵守等内部統制の適切な構築

コンプライアンス室及び監査室を設置し、監事による業務監査、会計監査人による会計監査との連携を図り、効率的・効果的な内部統制体制の構築に取り組んだことは評価する。

具体的には、コンプライアンスの推進では、職員等相談窓口センターを設置し、内部監査では、重点項目事項を定め、実地監査と書面監査を実施し、監事による業務監査の実施では、法人の運営に重要な会議への出席や業務運営状況の実態把握をするた

め関係部門の役職員からのヒアリング実施、会計監査人による会計監査の実施では、会計処理の適正や準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく監査を実施した。

一般競争入札等の調達手続きの競争性、公正性、透明性等を確保するため、月 1 回の契約審査委員会を開催するとともに、契約情報について公表基準に基づきホームページに公表し、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募については、契約監視委員会において点検・見直しを行うなど、契約の適正化を図ったことは評価する。

(8) 予算、収支計画及び資金計画等

寄附受入規程を制定し、寄附金等の外部資金の獲得を可能とする体制を構築するとともに、受託研究取扱規程の全面的見直しにより、民間企業等より外部資金を受託しやすい体制を整え、受入件数が前年度に比べ大幅に増加したことについて評価する。

財政融資資金等外部からの新たな借入を行わず、必要な整備は自己資金により対応したため、固定負債（長期借入金）を確実に償還し残高を減少させた。

(9) その他業務運営に関する事項

個々の職員の業務実績を適切に反映させることができるよう業績評価制度を導入し、一部の役職職員に適用させた。23年度からは常勤職員全員に適用させる。

育児短時間勤務の導入や育児休業の周知徹底、看護職員の二交代制の導入のほか、女性医師及び看護師にとって働きやすい職場にするための取組みの一つとして希望による診察衣・看護衣の配布、バースデイ休暇の導入、健康診断において乳がん検診を実施、医師事務作業補助者を4名増員配置し、医師本来の業務に集中し、その役割が発揮できるように職場環境の整備を行ったことは評価する。

また、薬剤師、放射線技師、検査技師、救急救命士及び救急科医師についても、二交代制勤務を導入するなど、職員にとってのワークライフバランスの充実により、職員の確保対策及び復職支援を図った。看護師確保については、プロジェクトチームを設置するとともに、院内見学説明会だけでなく、業者主催の説明会等に積極的に参加し募集活動を行った。

センター運営やミッション達成に有意義な意見を幅広く聴取するため、NCGM 提案箱を設置し、提出された提案については提案内容を集約し、企画戦略室会議に報告するとともに、実施の可否や対応策を検討し、センター運営への反映につなげる取組を行っていることは評価できる。

(10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点への対応

① 財務状況について

センターの機能を踏まえた職員の適正配置、診療報酬の上位基準の取得等を図るとともに、材料費や一般管理経費等に係るコスト節減に努め、収支改善を推進した

が、新病棟完成に伴う特別損失（固定資産除去費）の計上が多額となったため、当期総損失は7.5億円を計上した。

しかし、当初の計画を上回る結果であり、中期目標期間中において経常収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである。

② 保有資産の活用状況とその点検

保有資産については、自らの病院事業、研究所及び臨床事業、国立看護大学校事業に有効活用している。

また、建て替えのため使用しない放射線棟等については、固定資産に係る独立行政法人会計基準に基づき減損処理を行い、今後、除却することとしている。なお、除却後の土地は、外来棟の建て替えに有効活用することとしている。

③ 給与水準の状況と総人件費改革の進捗状況

国立国際医療研究センターの給与水準について、平成22年度のラスパイレス指数は、病院医師110.1、病院看護師113.7、研究職118.4、事務・技術職104.9となっており、その原因としては、地域手当の水準が戸山地区は18%、国府台地区は10%であること、また、医師の医長以上について年俸制を導入したこと、専門看護手当など新規手当の支給が主に影響している。

給与水準は、適正化に向けた不断の努力が求められるものであるが、病院医師については、自治体病院や民間医療機関とはなお開きがあり、医師確保が問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色のない給与水準に近づけることは必要な措置であると考ええる。

なお、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、診療環境や研究環境、勤務体制等のもとより魅力ある病院づくりも重要である。

また、総人件費改革の主な取り組みとして、技能職の退職不補充、調整額の廃止、給与カーブの変更などを行い、平成21年度からの削減額は40百万円であった。他方、増額は4.9億円あり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、新興・再興感染症、糖尿病、肝炎等に関する高度先駆的医療の研究開発・普及・医療提供や、治験・臨床研究を推進する体制強化、医療安全や診療報酬基準への対応によるものであるが、国立国際医療研究センターの役割を着実に果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行い人件費改革に強力に取り組む必要があるが、国内外の関係機関と連携し、研究・開発及び人材育成に関し国際水準の成果を生み出していくためには、研究・医療現場に対する総人件費改革の一律の適用は困難である。

福利厚生費については、国時代に取り組んできたレクリエーション経費の自粛を

はじめ、弔電、供花や永年勤続表彰についても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

④ 事業費の冗費の点検について

共同入札の実施や、複数年契約の実施、また業務委託契約の仕様の見直し、医事会計システムの国府台病院との共同入札の実施によりコスト削減を行っている。旅費については旅費計算内容を複数人でチェックを行っている。これらの継続的な取り組みを期待する。

⑤ 契約について

契約については、一般競争入札を原則とする取り組みを行っており、契約審査委員会において公正性、妥当性等について審査を経るとともに、契約監視委員会を設置し平成22年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、今後は、より一層透明性と競争性が確保された厳正かつ適切な契約の実施に期待する。

⑥ 内部統制について

法人設立時に業務運営体制として法人の重要事項を審議する理事会を設けるとともに役員会、幹部会議等において、理事長がセンターの理念や方針を役職員に示しており、全職員に周知されている。また、職員とのヒアリングや意見交換の実施などにより職員からの意見を積極的に取り入れる環境を整備し、前述の会議等においてもセンターとして取り組むべき事項は取り入れるなどセンターの活性化を図っている。逆に、センターのミッション達成を阻害すると思われる要因や問題点、今後の課題等についても把握するとともに、それらについては十分な分析・検討により、その対応について役職員に対する的確に指示をするなど、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

また、監事による監査のほか、監査室による内部監査やコンプライアンス室、理事長特任補佐による理事長補佐体制と合わせ、内部統制の充実に取り組んだことは、センターのミッションや中期計画を達成する上でその妥当性やリスクを把握・分析する重要かつ適切な取り組みであったと言える。

さらに、法人の実績は年度計画をおおむね達成しており、これは年度計画や業績測定のための尺度が妥当であったことによるものと認める。今後においても、役職員に対する内部統制の周知徹底を図るとともに、監査法人監査及び内部監査の実効を高めることを期待する。

⑦ 事務事業の見直しについて

独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針で講ずべき措置とされた、研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業等の業務運営の効率化については、平成22年度から実施している。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成23年7月7日から8月5日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行い、その寄せられた意見を参考にしつつ評価を行った。